

令和8年度 保育料（利用者負担額）

保育 3歳未満（令和8年4月1日時点の年齢）

		保育 標準時間		保育 短時間	
階層区分		第1子		第1子	
		ひとり親世帯等以外	ひとり親世帯等	ひとり親世帯等以外	ひとり親世帯等
第1	生活保護世帯等	0	0	0	0
第2	市民税非課税世帯	0	0	0	0
第3	市民税均等割のみ	基準額 17,000	8,000	16,800	7,900
第4	市民税所得割 48,600円未満	基準額 19,500	9,000	19,300	9,000
第5	48,600円以上 57,700円未満	基準額 24,000	9,000	23,600	9,000
第6	57,700円以上 65,000円未満	基準額 24,500	9,000	24,100	9,000
第7	65,000円以上 77,101円未満	基準額 25,000	9,000	24,600	9,000
第8	77,101円以上 97,000円未満	基準額 25,500	← ← ← ← ひとり親世帯等以外と同じ ← ← ←	25,100	← ← ← ← ひとり親世帯等以外と同じ ← ← ←
第9	97,000円以上 111,000円未満	基準額 31,000		30,500	
第10	111,000円以上 125,000円未満	基準額 35,500		35,000	
第11	125,000円以上 149,000円未満	基準額 41,000		40,400	
第12	149,000円以上 169,000円未満	基準額 41,500		40,900	
第13	169,000円以上 195,000円未満	基準額 44,000		43,300	
第14	195,000円以上 219,000円未満	基準額 44,500		43,800	
第15	219,000円以上 258,000円未満	基準額 45,000		44,300	
第16	258,000円以上 301,000円未満	基準額 47,000		46,300	
第17	301,000円以上 397,000円未満	基準額 49,000		48,200	
第18	397,000円以上	基準額 53,500		52,600	

◎ 第2子以降は無償化になります。（令和8年4月～）

保護者が扶養する子どもにおいて、第2子以降は無償（保護者の所得状況やきょうだいの年齢を問わない）

◎ 階層区分と保育料について

【ひとり親世帯等】 ※ひとり親世帯等…ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯等

階層区分	取扱い
第3～第7	表「ひとり親世帯等」を参照
第8～第18	ひとり親世帯等以外と同じ

◎ 保育料の算定について

- ① 父母の市民税額の合計から算定
 ※ 父母の合計所得金額（利用者負担額の算定の基礎となる市町村民税額の算定の基礎となる合計所得金額）が96万円以下（ひとり親の場合は48万円以下）の場合で、父母以外の同居祖父母等が家計の主宰者と判断される場合には、当該同居祖父母等の市民税額を含めて算定
- ② 令和8年4月分～令和8年8月分の保育料は令和7年度の市民税額から算定
 令和8年9月分～令和9年3月分の保育料は令和8年度の市民税額から算定
- ③ 市民税所得割の額は、寄附金税額控除・外国税額控除・配当控除・住宅借入金等特別税額控除を適用する前の額